

<対策のポイント>

漁獲情報の電子的な情報収集体制を強化し、生産現場の事務負担の軽減とともに、資源の管理・評価の高度化や生産性の向上のためのデータ収集・利活用を進めます。また、水産流通適正化制度の円滑な実施を促進するため、漁協等が漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための電子システムの導入等を支援します。

<事業目標>

- 漁獲情報等を収集し、資源管理、評価等に活用する体制を確立（39都道府県〔令和7年度まで〕）
- TAC魚種の拡大（漁獲量ベースで8割〔令和5年度まで〕）
- 特定第一種水産動植物の密漁件数を半減

<事業の内容>

1. 漁獲情報デジタル化推進事業

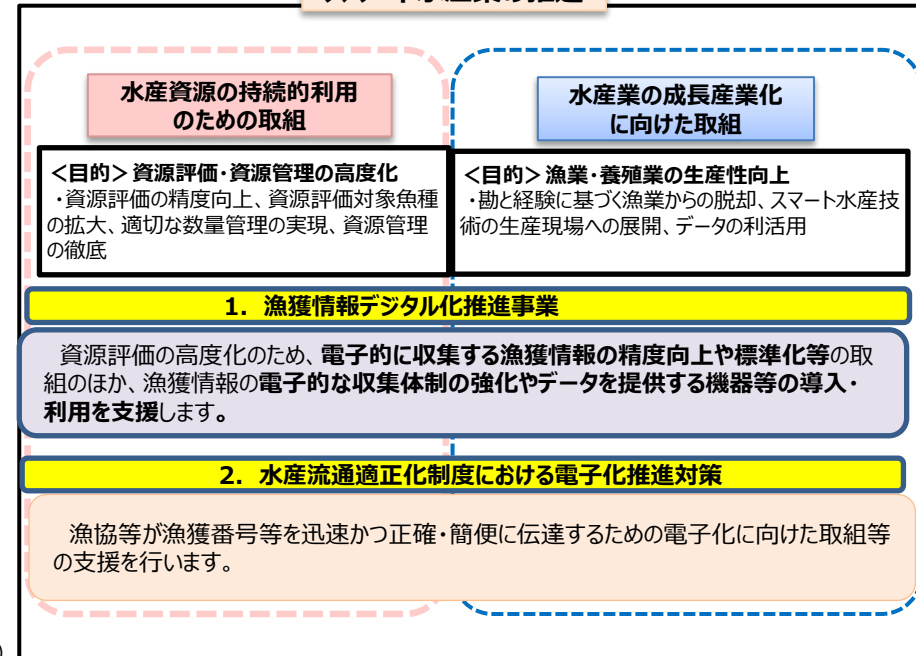
資源評価の高度化のため、産地市場・漁協等から電子的に収集する漁獲情報の精度向上や標準化等の取組のほか、漁獲情報の電子的な収集体制の強化やデータを提供する機器等の導入・利用を支援します。

2. 水産流通適正化制度における電子化推進対策

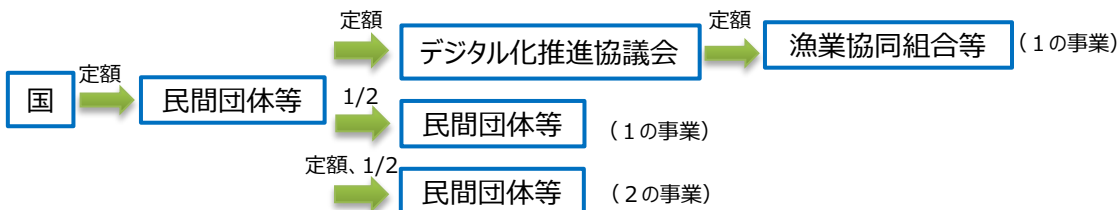
漁協等が漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達するための電子化に向けた取組等の支援を行います。

<事業イメージ>

スマート水産産業の推進



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1の事業)

(2の事業)

水産庁研究指導課 (03-6744-0205)

加工流通課 (03-6744-0581)